

－総務省－

東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となった原発関係特別交付税及び原発関係震災復興特別交付税について、担当部局間で賠償金の支払状況等の情報共有を図るなどして適切に報告することを都道府県及び市町村に対して周知徹底することなどにより、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう改善させたもの

減額調査期間中に東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になったのに減額調整が行われていなかった原発関係特別交付税の過大交付額(1)(支出) 3億1917万円

東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になったのに過大過少算定が行われていなかった原発関係震災復興特別交付税の過大交付額(2)(支出) 3130万円

(1)及び(2)の計(支出) 3億5047万円

1 原発関係事業に要する経費を対象とした特別交付税の概要

総務省は、^(注1)地方交付税法(以下「交付税法」)等に基づき、地方団体に対して、特別交付税及び震災復興特別交付税を交付しており、特別交付税及び震災復興特別交付税のうち、事故由来放射性物質により汚染された土壤等の除染、風評被害対策、周辺地域対策、子どもの教育環境の整備等(これらを「原発関係事業」)を対象とするもの(原発関係事業を対象とする特別交付税を「原発関係特別交付税」、同震災復興特別交付税を「原発関係震災復興特別交付税」。これらを「両特別交付税」)の算定額について、特別交付税の額の算定に用いる資料その他同省の定める資料(以下「算定資料等」)。このうち原発関係震災復興特別交付税に係るものを「震災特交算定資料等」)の提出を受けて地方団体の負担額を調査し、これに基づき決定している。算定資料等は、両特別交付税の算定対象となる事業を実施する年度における事業の進捗状況等に応じて、実績又は予算額等に基づく見込みにより地方団体の負担額を記載するもので、地方団体は同年度中に同省に提出することとなっている。

特別交付税に関する省令によれば、総務大臣は、前年度以前の特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が調査した額を当該年度の特別交付税の額の算定額から控除(以下「減額調整」)することとされている。そして、同省は、地方団体から「特別交付税の額の算定に用いた資料の誤りに関する調」(以下「算定誤り調」)により過大に算定された額を報告させて、減額調整を行っている。なお、同省は、算定誤り調による減額調整の対象となる期間(以下「減額調査期間」)について、算定年度を含む5か年度以内としている。

また、交付税法等によれば、総務大臣は、前年度以前の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を当該年度の交付額から減額又は当該額に加算(以下「過大過少算定」)するなどとされている。そして、同省は、地方団体から震災特交算定資料等により前年度以前の算定額に係る過大又は過少に算定された額を報告させて、過大過少算定を行っている。

(注1) 地方団体 交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

2 検査の結果

11県及び12都県管内の397市町村に係る平成23年度から30年度までの間に交付された原発関係特別交付税68億3831万円及び原発関係震災復興特別交付税444億9724万円、計513億3556万円を対象として、令和元年度までの減額調整及び過大過少算定の状況について検査したところ、原発関係特別交付税については、^(注4)3県及び7都県管内の53市町村(平成23年度から30年度までの各年度に算定した原発関係特別交付税交付額計3億5459万円)において、また、原発関係震災復興特別交付税については、^(注6)2県及び5県管内の12市町(23年度から30年度までの各年度に算定した原発関係震災復興特別交付税交付額計3088万円)において、減額調査期間中又は原発関係震災復興特別交付税の交付後に東京電力株式会社(28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」)から賠償金の支払を受けたことにより、算定額がそれぞれ過大になっていた。しかし、これらの県及び市町村

が、これを算定誤り調又は震災特交算定資料等により同省に報告していなかったため減額調整又は過大過少算定が行われておらず、原発関係特別交付税計3億1917万円、原発関係震災復興特別交付税計3130万円の交付が過大となっていた。

そして、上記の各県及び各市町村は、次の理由等により、減額調査期間中又は震災復興特別交付税の交付後に東京電力から賠償金の支払を受けたことにより両特別交付税の算定額が過大になったことを、算定誤り調又は震災特交算定資料等により同省に報告していなかったとしていた。

① 両特別交付税の算定対象となった原発関係事業のうち東京電力に対する賠償請求を行ったものに係る賠償金の支払状況等について、両特別交付税に関する算定資料等の作成を担当する部局(以下「交付税担当部局」と原発関係事業の実施等を担当する複数の部局(以下「事業担当部局」との間で適切に情報共有がなされていなかったこと

② 東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になった場合に、算定誤り調又は震災特交算定資料等により同省に報告する必要があるとは認識していなかったこと

このように、各県及び各市町村が東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になっていたのに減額調整又は過大過少算定を行っておらず、両特別交付税の交付が過大となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 11県 岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟各県

(注3) 12都県 東京都、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟各県

(注4) 3県 山形、群馬、神奈川各県

(注5) 53市町村 一関、山形、酒田、天童、尾花沢、南陽、太田、富岡、さいたま、鴻巣、戸田、館山、茂原、市原、鎌ヶ谷、君津、富津、袖ヶ浦、八王子、立川、武藏野、三鷹、青梅、府中、昭島、調布、町田、小金井、小平、日野、東村山、国分寺、国立、福生、狛江、東大和、清瀬、東久留米、武藏村山、多摩、稲城、羽村、西東京、阿賀野、南魚沼各市、最上郡最上、東置賜郡高畠、東川郡庄内、大里郡寄居、西多摩郡瑞穂、東蒲原郡阿賀各町、最上郡大蔵、戸沢両村

(注6) 2県 岩手、新潟両県

(注7) 12市町 遠野、一関、陸前高田、気仙沼、角田、南相馬、本宮、矢板、銚子各市、紫波郡紫波、二戸郡一戸、加美郡加美各町

3 総務省が講じた改善の処置

同省は、次のような処置を講じた。

ア 東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となっている原発関係特別交付税(減額調査期間中のものに限る。)及び原発関係震災復興特別交付税について、令和2年度に県及び市町村から報告を受けて2384万円の減額調整及び2796万円の過大過少算定を同年度中に行うとともに、3年9月に都道府県に対して通知を発し、両特別交付税の算定に向け3年度中に報告を受けて減額調整又は過大過少算定を行う残りの額を県及び市町村との間で確認した。

イ 3年9月に都道府県に対して通知を発するなどして、東京電力から賠償金の支払を受けたことにより両特別交付税の算定額が過大になった場合に、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう、次のことなどについて都道府県及び市町村に周知徹底した。

(ア) 原発関係特別交付税について、東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になった場合には算定誤り調により報告を行う必要があること

(イ) 両特別交付税について、算定対象となった原発関係事業のうち東京電力に対する賠償請求を行ったものに係る賠償金の支払状況等について交付税担当部局と事業担当部局との間で情報共有を図るとともに、新たに算定資料等の書式に設けた点検項目欄を活用するなどして、東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大になった算定額を適切に報告すること